

日本人工臓器学会 倫理規定

倫理綱領

1. 日本人工臓器学会会員は、人工臓器医療の進歩・充実に貢献します。
2. 日本人工臓器学会会員は、人工臓器の開発・実用化を通じ、公正かつ透明性を持ってそれぞれの分野の専門家としての責任を全うします。
3. 日本人工臓器学会会員は、より良い医療を求める人々のため、常に研鑽に励みます。
4. 日本人工臓器学会会員は、常に高い倫理観を保ち、社会に貢献します。

倫理規定

日本人工臓器学会は、本会会員である医師、臨床工学技士、看護師、研究者、企業人等が、社会的使命とその責任を自覚し、それぞれの専門分野において常に自己研鑽に励み自らを律するため、倫理規定を定め社会に寄与するものとする。

1. 日本人工臓器学会会員は、常に学術技能の研鑽に励み、資質の向上を図り高い専門性を維持し、安全かつ耐久性ある人工臓器の開発・実用化・発展に努める。
2. 日本人工臓器学会会員は、人工臓器の専門家であることを十分認識し、最善の努力を払い業務を遂行する。
3. 日本人工臓器学会会員は、常に他分野専門職との緊密な連携を図り協力し一貫性を持って、より円滑で効果的かつ全人的な人工臓器医療をめざす。
4. 日本人工臓器学会会員は、業務上知り得た情報の守秘義務を有する。
5. 日本人工臓器学会会員は、個人の権利を尊重し、思想、信条、社会的地位等により個人を差別することはしない。
6. 日本人工臓器学会会員は、後進の育成に努力する。
7. 日本人工臓器学会会員は、法令を遵守し、不当な報酬を求める等の社会倫理に反する行為をしない。
8. 日本人工臓器学会会員は、互いの交流に努め人格を調練し、相互に律する。

附則 この綱領は令和3年11月25日より施行する。